

利用の変更

利用承認申請書を提出された後に変更をされる場合は、利用変更承認申請書を提出してください。

	利用の施設	還付額
変更可能期間 (増額変更は当日までOK)	利用日の7日前まで	—
増額変更した場合	差額分を追加支払い	
減額変更した場合	利用日の6か月前まで	80%還付
	利用日の7日前まで (縁結び交流館は1か月前まで)	50%還付
	上記の期間を経過したとき	還付なし

※変更可能期間の経過後は変更できません。利用の取り止めの後、新たに申込みをしていただくことになります。施設が空いていれば、増額変更は当日まで可能です。

※施設の利用状況などにより変更が認められない場合がありますので、変更可能かどうか、あらかじめご相談ください。

利用の取り止め（キャンセル）

利用を取り止められる場合も、利用変更承認申請書を提出してください。

届出時期	料金の支払状況	還付又は請求額
利用日の6か月前まで	支払済み	施設利用料の80%を還付
	未納	施設利用料の20%を請求
利用日の6か月前から7日前まで (縁結び交流館は1か月前まで)	支払済み	施設利用料の50%を還付
	未納	施設利用料の50%を請求
上記の期間を経過したとき	支払済み	還付なし
	未納	全額請求

※利用料の還付の場合は、「利用料還付請求書」を合わせて提出してください。(利用申込者の押印が必要です。)